

第 5 次石狩市共同参画計画（案）

目 次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
第2章	計画の基本的な考え方	
1	計画の基本理念	2
2	計画の基本目標	2
第3章	計画の体系と施策の展開	
1	計画の体系	3
2	施策の展開	
	基本目標Ⅰ 共同参画社会をめざす意識づくり	4
	基本目標Ⅱ あらゆる分野における共同参画の推進	6
	基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会の実現	9
第4章	計画の推進に向けて	
1	市民、企業、団体等との連携	14
2	庁内推進体制の整備	14
第5章	資料編	
	共同参画に関する市民意識調査結果	15

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成12年度に最初の男女共同参画計画である「いしかり男女共同参画プラン21」を策定して以降、3度の改訂を重ねながら、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策の推進に取り組んできました。

一方、令和7年度に実施した「共同参画に関する市民意識調査」では、依然として固定的な性別役割分担意識が残っていることから、生活様式の多様化など社会情勢が変化するなか、性別に関わらず多様な生き方を可能にする環境づくりは、より一層重要となっています。

就業や生活のあり方等、社会構造や意識・価値観が変化するなか、共同参画社会の形成促進、女性の活躍促進、安全・安心な暮らしの実現など、性別にとらわれない共同参画社会の実現に向けた取組を推進する指針として「第5次石狩市共同参画計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

(1) 男女共同参画社会基本法

共同参画関連施策の方向と内容を明らかにするため、男女共同参画社会基本法の第14条第3項の規定に基づく市町村男女共同参画計画として、国の第6次男女共同参画基本計画の基本的な考え方及び道の第3次北海道男女平等参画基本計画を勘案して策定したものです。

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

本計画の基本目標Ⅱ「あらゆる分野における共同参画の推進」では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第3項に基づく市町村推進計画として位置づけ、国の「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」を勘案して策定したものです。

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

本計画の基本目標Ⅲ「誰もが安心して暮らせる社会の実現」では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけ、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」を勘案して策定したものです。

(4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

基本目標Ⅲ「誰もが安心して暮らせる社会の実現」では、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく市町村基本計画として位置付け、国の「困難な問題を抱える女性のための施策に関する基本的な方針」を勘案して策定したものです。

3 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、社会情勢等の変化があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、性別による固定的な概念にとらわれず、一人の人間として自分らしく心豊かに生活できる社会の実現に向けて、「性別に関わらない平等の確立」と「自立社会の形成」を基本理念とします。

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ 共同参画社会をめざす意識づくり

共同参画社会の形成促進のためには、市民一人ひとりが、共同参画について正しく理解することが必要です。人権尊重や性別にとらわれない平等の意識を高めるとともに、固定的な性別役割分担意識の解消を図ることは、全ての取組の根幹となるものです。

職場、家庭、地域、学校など、あらゆる場面を通じて、共同参画の重要性についての意識づくりを推進します。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における共同参画の推進

性別に関わらず誰もが社会の様々な場面で活躍するためには、「多様な働き方の促進」や「職場における女性活躍の推進」などの環境整備が重要です。このため、職場や家庭などで共同参画の必要性を実感できる取組や、仕事と生活を両立できるワーク・ライフ・バランスの取組を推進します。

また、市役所自らが市内事業所のモデルとなるよう、石狩市特定事業主行動計画に基づき、率先して多様なライフスタイルの実現に向けた働き方を推進します。

本項目は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の規定に基づく「市町村推進計画」として、共同参画社会の実現に向け、性別にとらわれない職業生活における活躍に関する施策の方向性を示します。

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会の実現

性別に関わらず、配偶者等からの暴力やハラスメント等は重大な人権侵害であり、共同参画社会の実現を阻害するものです。当該行為を未然に防止するとともに、早期に発見し、適切な支援に繋げることが必要です。

また、**困難を抱える人への相談や自立の支援に努める**とともに、性の多様性について、正確な情報の提供等により理解の促進に努めます。

本項目は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づく「市町村基本計画」として、配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護のための施策の方向性を示すほか、**困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の規定に基づく「市町村基本計画」**として、**様々な困難な問題を抱える女性への支援等に関する施策の方向性を示します。**

第3章 計画の体系と施策の展開

1 計画の体系

計画の基本目標を達成するため、次のような体系により施策を展開します。

基本目標	施策の方向	施策内容
Ⅰ 共同参画社会をめざす意識づくり	1 共同参画意識の普及啓発	(1) 共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進 (2) 共同参画の現状についての実態把握 (3) 市役所における共同参画の意識づくり
	2 こどもの共同参画の理解促進	(1) こどもの権利の普及啓発 (2) 共同参画意識を高める学習の実施 (3) キャリア教育の実施 (4) 共同参画情報の提供 (5) こどもを取り巻く関係者の意識啓発
Ⅱ あらゆる分野における共同参画の推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画促進 ★	(1) 市政における政策・方針決定過程への女性の参画促進 (2) 企業における方針決定過程への女性参画の実態把握
	2 働く場における環境づくり	(1) 職場における性別にとらわれない平等の環境づくり (2) 農林水産業における共同参画の推進 (3) 就業に関する情報の提供
	3 ワーク・ライフ・バランスの推進 ★	(1) ワーク・ライフ・バランスの意識啓発 (2) 性別にとらわれず子育てや介護を支えていく環境づくり
Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会の実現	1 共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶 ★◎	(1) 配偶者等の暴力やハラスメント防止に向けた啓発と情報提供 (2) 被害者に対する支援体制の充実
	2 困難な状況を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備 ◆	(1) 困難や不安を抱える人への支援
	3 地域防災における共同参画の推進	(1) 共同参画の視点に立った防災対策の推進
	4 地域で自分らしく安心して暮らすことができる環境の充実	(1) 多様性を尊重する環境づくり (2) 性的マイノリティに関する理解促進

★は、「女性の職業生活における活躍を推進するための法律」に基づく推進計画

◎は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく基本的な計画

◆は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく基本的な計画

2 施策の展開

基本目標Ⅰ 共同参画社会をめざす意識づくり

【施策の方向】1 共同参画意識の普及啓発

市民意識調査では、「男女の地位は平等」と回答した人の割合は、前回（R1）調査から約5ポイント増加したものの36.5%と低い結果となっています。また、家庭生活で「男性が優遇されている」と感じている割合が、女性の方が男性より約30ポイント高くなっています。

共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが自分の問題と捉え意識を高めていく必要があると考えられます。

このため、市民一人ひとりに共同参画に関する理解が深まるよう、広報・啓発活動に努めるほか、本計画を適切に推進するため意識調査を実施し共同参画に対する市民意識の実態把握を行います。

また、本計画の実施主体である市役所職員に共同参画意識が定着するよう意識啓発に努め、職員自らの共同参画が促進されるよう取組を推進していきます。

(1) 共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進

実施内容	担当課
様々な媒体を通じた広報、啓発活動	広聴・市民生活課 市民図書館
具体的な取組内容	
男女共同参画週間パネル展の実施など 共同参画に関する特集展示や関係図書の提供	

(2) 共同参画の現状についての実態把握

実施内容	担当課
意識調査の実施	広聴・市民生活課
具体的な取組内容	
共同参画に関する市民意識調査等を実施	

(3) 市役所における共同参画の意識づくり

実施内容	担当課
市職員の意識づくり	職員課 広聴・市民生活課
具体的な取組内容	
特定事業主行動計画に基づく各種研修等への参加促進 共同参画に関するイベント等の周知	

【施策の方向】2 こどもの共同参画の理解促進

こどもの発達段階に応じて、人権の尊重や共同参画意識を育む取組を行うとともに、生涯にわたった固定的性別役割分担意識の解消や性別にとらわれない平等感の形成及び共同参画についての理解を促進する教育・学習を推進します。

また、日頃から子ども達と接している保護者や教育関係者が、一緒に共同参画意識を学ぶことができる取組を推進していきます。

(1) こどもの権利の普及啓発

実施内容	担当課
人権尊重の大切さを伝える教育の推進	子ども政策課 教育支援課
具体的な取組内容	
こどもの権利に関するリーフレット等を活用した普及啓発、人権教室やCAPプログラム、いのちのはなしの実施など	

(2) 共同参画意識を高める学習の実施

実施内容	担当課
学校における共同参画意識を高める学習の実施	広聴・市民生活課 学校教育課
具体的な取組内容	
大学等におけるデートDV講座の開催 学習指導要領に基づく共同参画意識の啓発	

(3) キャリア教育の実施

実施内容	担当課
性別を問わないキャリア教育の推進	学校教育課
具体的な取組内容	
職場見学、職業体験学習の実施	

(4) 共同参画情報の提供

実施内容	担当課
児童生徒への啓発	広聴・市民生活課
具体的な取組内容	
共同参画啓発リーフレットの配布	

(5) こどもを取り巻く関係者の意識啓発

実施内容	担当課
教育関係者や保護者への啓発	子ども政策課 学校教育課
具体的な取組内容	
こどもの権利調査相談員等による意識啓発 教職員の研修会等への参加促進	

●成果指標

指標項目	現状値 令和7年度	目標値 令和12年度
①男女の地位は平等と回答した人の割合 ※市民意識調査	36.5%	50%
②こどもの権利を知っている人の割合 ※こども・子育てアンケート	—	80% ※石狩市こども ビジョン目標値

基本目標Ⅱ あらゆる分野における共同参画の推進

【施策の方向】1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

市政や企業の意思決定に多様な視点を取り入れることは、持続可能で公正な地域社会の実現に不可欠です。

平成27年に制定された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）を踏まえ、能力に応じた性別にとらわれない職員の登用、政策・方針決定過程への参画拡大を進めるとともに、雇用・労働基本調査により企業における性別にとらわれない共同参画の実態把握を行い、誰もが能力を発揮いきいきと暮らすことができるまちを目指します。

(1) 市政における政策・方針決定過程への女性の参画促進

実施内容	担当課
能力に応じた女性職員の参画拡大	職員課
具体的な取組内容	
特定事業主行動計画に基づく管理・監督職への女性職員の登用	

(2) 企業における方針決定過程への女性参画の実態把握

実施内容	担当課
女性の参画状況の実態把握	商工労働課
具体的な取組内容	
雇用・基本労働調査による女性管理職等の登用状況の実態把握	

【施策の方向】2 働く場における環境づくり

市民意識調査では、3割程度の方が職場等でハラスメントを自身が経験したり、見聞きしている結果となっています。

市内のあらゆる職場で、性別に関わらず働きやすい職場環境づくりを促進するため、市内事業者を対象としたハラスメント等の調査により実態把握に努めます。

また、農業・漁業においては性別にとらわれない新規就業を後押しする支援の充実を目指します。そのほか、関係機関との連携による就業支援や、就業にかかる給付金の情報を提供するなど、共同参画の促進を図ります。

(1) 職場における性別にとらわれない平等の環境づくり

実施内容	担当課
市内事業者に対するハラスメント等の実態調査	商工労働課
具体的な取組内容	
雇用・基本労働調査によるハラスメント相談窓口等の実態把握	

(2) 農林水産業における共同参画の推進

実施内容	担当課
性別にとらわれない農業、漁業への新規就業に対する支援	農政課 林業水産課
具体的な取組内容	
新規就農者など人材育成のための各種助成	

(3) 就業に関する情報の提供

実施内容	担当課
関係機関との連携による情報提供	商工労働課 子ども相談センター
具体的な取組内容	
ジョブガイドいしかりにおける就業支援 ハローワークと連携したひとり親就業サポート事業の実施	

【施策の方向】3 ワーク・ライフ・バランスの推進

市民意識調査では、家庭内における家事や育児、介護の役割分担について、「男女とも平等にするのがよい」と回答した人の割合が前回調査より増加しており、性別に関わらず平等に行うという意識が高くなっている傾向が見られました。

少子高齢化や人材不足が進むなか、誰もがライフステージに応じて働き続けられる環境の整備が重要です。事業所等への働きかけや講座等の実施により、性別に関わらず働きながら子育てや介護を担える環境づくりを推進し理解を広げます。

また、これらの取組を通じて、誰もが仕事と生活を両立させながらキャリア形成ができる環境の実現や、自らの理想とする仕事と生活を両立することができる真のワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

資料2 令和7年度第3回男女共同参画推進委員会資料

(1) ワーク・ライフ・バランスの意識啓発

実施内容	担当課
事業所等への働きかけ	契約課 商工労働課 広聴・市民生活課
具体的な取組内容	
総合評価落札方式の試行実施 雇用・基本労働調査による一般事業主行動計画策定状況の実態把握 育児支援制度等に関するリーフレットを活用した周知	

実施内容	担当課
意識改革を促す各種講座等の開催	子ども政策課 公民館 広聴・市民生活課
具体的な取組内容	
出産を控える夫婦を対象とした両親教室の実施 より豊かに生きるための公民館講座の実施 共同参画・家庭生活相談講演会等の実施	

実施内容	担当課
市職員のワーク・ライフ・バランスの推進	職員課
具体的な取組内容	
特定事業主行動計画に基づく、市職員向け子育て介護両立支援ハンドブックの発行など	

(2) 性別にとらわれず子育てや介護を支えていく環境づくり

実施内容	担当課
子育てに関する情報の提供	子ども政策課 子ども家庭課
具体的な取組内容	
子育てコンシェルジュの配置、子育てガイドブックや認定こども園・保育所ガイドブックの発行など	

実施内容	担当課
介護に関する情報の提供	高齢者支援課 地域包括ケア課
具体的な取組内容	
介護保険制度や高齢者向けサービスに関するリーフレットの作成や出前講座の実施など	

実施内容	担当課
子育てを支える環境の充実	子ども政策課 子ども家庭課
具体的な取組内容	
教育・保育の量・質の確保や保育人材の確保、延長保育、一時預かり、病児保育、放課後児童クラブ等、子育て支援事業の充実など	

実施内容	担当課
介護を支える環境の充実	高齢者支援課 地域包括ケア課
具体的な取組内容	
認知症の理解を深めるための講座等の実施 介護者同士の情報交換や交流の場の整備 悩みや困りごとの相談窓口である地域包括支援センターの機能充実	

●成果指標

指標項目	現状値 令和7年度	目標値 令和12年度
①市役所の管理・監督職（主査職以上）に占める女性の割合 ※特定事業主行動計画	20.9%	22% ※特定事業主行動計画目標値
②市内事業者のハラスメント相談窓口を設置している割合 ※雇用・基本労働調査	セクハラ 26.9% パワハラ 27.7%	50%
③家庭内における家事や育児、介護の役割分担について、「男女とも平等にするのがよい」と回答した人の割合 ※市民意識調査	34.4%	50%

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会の実現

【施策の方向】1 共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

市民意識調査では、交際相手や配偶者からの暴力（DV）について、誰にも相談しなかった方の割合が約60%と高く、相談しなかった理由として、相談するほどのことではないと思った、相談しても無駄だと思った方の割合は約70%にも上っています。また、相談窓口の連絡先を知っていると回答した方の割合は約20%と低い結果となっています。

DVをはじめとする暴力は、個人の尊厳を侵害し共同参画を損なう重大な人権問題です。暴力を容認しない社会機運を高めるため、継続的な啓発をはじめ、被害や加害の現状や相談先に関するわかりやすい情報提供に努めます。あわせて、関係機関と連携した安全確保や避難支援、また自立にむけた支援など当事者の意思決定を尊重しながら、包括的な支援を目指します。

資料2 令和7年度第3回男女共同参画推進委員会資料

(1) 配偶者等の暴力やハラスメント防止に向けた啓発と情報提供

実施内容	担当課
DVをはじめとする暴力を容認しない社会的気運の醸成	広聴・市民生活課
具体的な取組内容	
女性に対する暴力をなくす運動パネル展の実施や広報いしかり特集ページによる周知啓発	
市内大学等におけるデートDV講座の開催及びパンフレットの配布	

(2) 被害者に対する支援体制の充実

実施内容	担当課
相談窓口の周知	広聴・市民生活課
具体的な取組内容	
家庭生活・女性相談及びDV相談窓口の開設	
わかりやすい相談窓口リーフレットの作成	

実施内容	担当課
被害者の自立支援	広聴・市民生活課 子ども相談センター 高齢者支援課 地域包括ケア課 市民課 子ども家庭課 国民健康保険課 福祉総務課 学校教育課 建築住宅課
具体的な取組内容	
関係機関と連携した相談・支援体制の整備 住民基本台帳の閲覧制限、認定こども園の優先入園、国民健康保険や生活保護手続きの案内、転校手続きへの配慮、 市営住宅への優先抽選 など	

【施策の方向】2 困難な状況を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備

家族形態や就労形態の多様化が進むなか、ひとり親家庭や障がい者、高齢者などは、厳しい雇用環境や生活環境に置かれやすい状況があります。また、女性の抱える問題が多様化、複雑化していることから、当事者が抱える課題に対して、孤立せず、早期に必要な相談をすることができ、支援を受けられる体制整備が求められます。

令和4年5月に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の主旨を踏まえ、様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える人や、そのおそれのある人に対し、支援に関する周知啓発を図るとともに、関係機関との連携によ

り支援を行います。

(1) 困難や不安を抱える人への支援

実施内容	担当課
相談窓口の周知	広聴・市民生活課 子ども政策課 子ども家庭課 子ども相談センター 福祉総務課 障がい福祉課 高齢者支援課 地域包括ケア課
具体的な取組内容	
人権相談、こどもの権利相談、法律相談、女性相談、家庭生活相談、妊産婦相談、 児童相談、ひとり親相談、自立支援相談、障がい者相談、高齢者相談など	

実施内容	担当課
支援体制の充実	広聴・市民生活課 子ども政策課 子ども家庭課 子ども相談センター 福祉総務課 障がい福祉課 高齢者支援課 地域包括ケア課 建築住宅課
具体的な取組内容	
関係機関と連携した相談・支援体制の整備 犯罪被害者等支援、妊産婦等包括相談支援、児童扶養手当等の支給、母子家庭等家 庭対策総合支援、生活困窮者自立相談支援、障がい者相談支援、高齢者在宅生活支 援、高齢者虐待の予防と早期発見、市営住宅の優先抽選など	

【施策の方向】3 地域防災における共同参画の推進

災害は、自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まると考えられており、被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要です。

中でも性別によって異なる、災害から受ける影響などに十分に配慮された、女性をはじめとするあらゆる性別や立場の視点を持った災害対応が行われることが、防災や減災、災害に強い社会の実現にとって必須となります。

また、性別にとらわれない共同参画の視点に立った計画やマニュアルの見直しを必要に応

じて実施します。

(1) 共同参画の視点に立った防災対策の推進

実施内容	担当課
共同参画の視点に立った防災体制の構築等	危機管理課
具体的な取組内容	
自主防災組織における活動の周知や避難所運営マニュアルの見直しなど	

【施策の方向】4 地域で自分らしく安心して暮らすことができる環境の充実

市民意識調査では、「性的マイノリティの方にとって暮らしにくい社会だと思う」と回答した方が約8割を占めています。

多様な性の在り方を尊重し、誰もが自分らしく安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、性的マイノリティに関する正しい知識と理解を社会全体で深め、偏見や差別のない環境づくりに努めます。

また、パートナーシップ宣誓制度の認知度は約20%と低い結果となっています。パートナーシップ宣誓制度の意義と制度内容をわかりやすく周知し、法制度の狭間にある不利益や不安の軽減を図るとともに、当事者や家族が気軽に相談できる窓口の周知を行います。

(1) 多様性を尊重する環境づくり

実施内容	担当課
パートナーシップ宣誓制度の周知	広聴・市民生活課
具体的な取組内容	
みんなのくらしをうるおすウィークでパートナーシップ宣誓制度の周知啓発など	

実施内容	担当課
多様性を尊重する教育の環境づくり	学校教育課
具体的な取組内容	
性別にとらわれない中学校の制服の選択など	

実施内容	担当課
相談窓口の周知	広聴・市民生活課
具体的な取組内容	
市HPでの周知や広報いしかりにおける特集記事、リーフレットの作成など	

資料2 令和7年度第3回男女共同参画推進委員会資料

(2) 性的マイノリティに関する理解促進

実施内容	担当課
啓発活動の実施	広聴・市民生活課 市民図書館
具体的な取組内容	
男女共同参画週間パネル展の実施など 性的マイノリティに関する特集展示や関係図書の提供	

●成果指標

指標項目	現状値 令和7年度	目標値 令和12年度
①DV相談窓口の連絡先を知っている方の割合 ※市民意識調査	23%	50%
②パートナーシップ宣誓制度の認知度 ※市民意識調査	20%	50%

第4章 計画の推進に向けて

1 市民・企業・団体等との連携

共同参画は、家庭や地域社会、学校、職場など市民生活のあらゆる場面に関わることから、市民や企業、関係団体が連携して取り組むことが必要です。

市全体における共同参画の理解促進を図るため、様々な媒体や機会を通じて計画の理念や各施策・事業の周知啓発に取り組めます。

また、計画の進行管理にあたっては、市民や学識経験者、関係団体の代表者で構成された本市の審議会「石狩市男女共同参画推進委員会」において、進捗状況等を踏まえながら、共同参画の実現に向けた施策の推進について継続して協議を行っていきます。

2 庁内推進体制の整備

共同参画に関する施策は、行政のあらゆる分野に及びます。職員一人ひとりの共同参画意識を向上させるとともに、本計画の実効性を確保するため、関係部局が緊密に連携し、共同参画の視点に立って施策を推進していくことが必要です。

庁内の推進体制として、市長を会長とした行政職員で構成された「石狩市男女共同参画行政推進会議」で評価検証を行い、その結果を市ホームページなどにより公表することで情報共有を図りながら、各施策・事業を推進していきます。

第5章 資料編

●共同参画に関する市民意識調査結果

1 調査目的

次期第5次共同参画計画の策定にあたり、市民の共同参画に関する意識及び前回（令和元年度）調査からの経年変化を把握し、今後の取組検討の参考とするもの。

2 調査内容

- ・調査対象 市内在住の満18歳以上の1,200名
- ・抽出方法 居住地区、年代、性別を均等に無作為抽出
- ・調査期間 令和7年7月1日～15日
- ・調査方法 郵送にて調査票を配布し、回答は郵送又はWEBで実施

3 回収結果

- ・回収数 221人（うちWEB回答158人）
- ・回収率 18.4%
- ・性別 男性87人、女性131人、答えない2人 無回答1人
- ・年代

	18歳～ 20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代 以上	年齢 無回答
回収数	34人	33人	50人	53人	49人	2人
回収率	8.5%	16.5%	25.0%	26.5%	24.5%	—

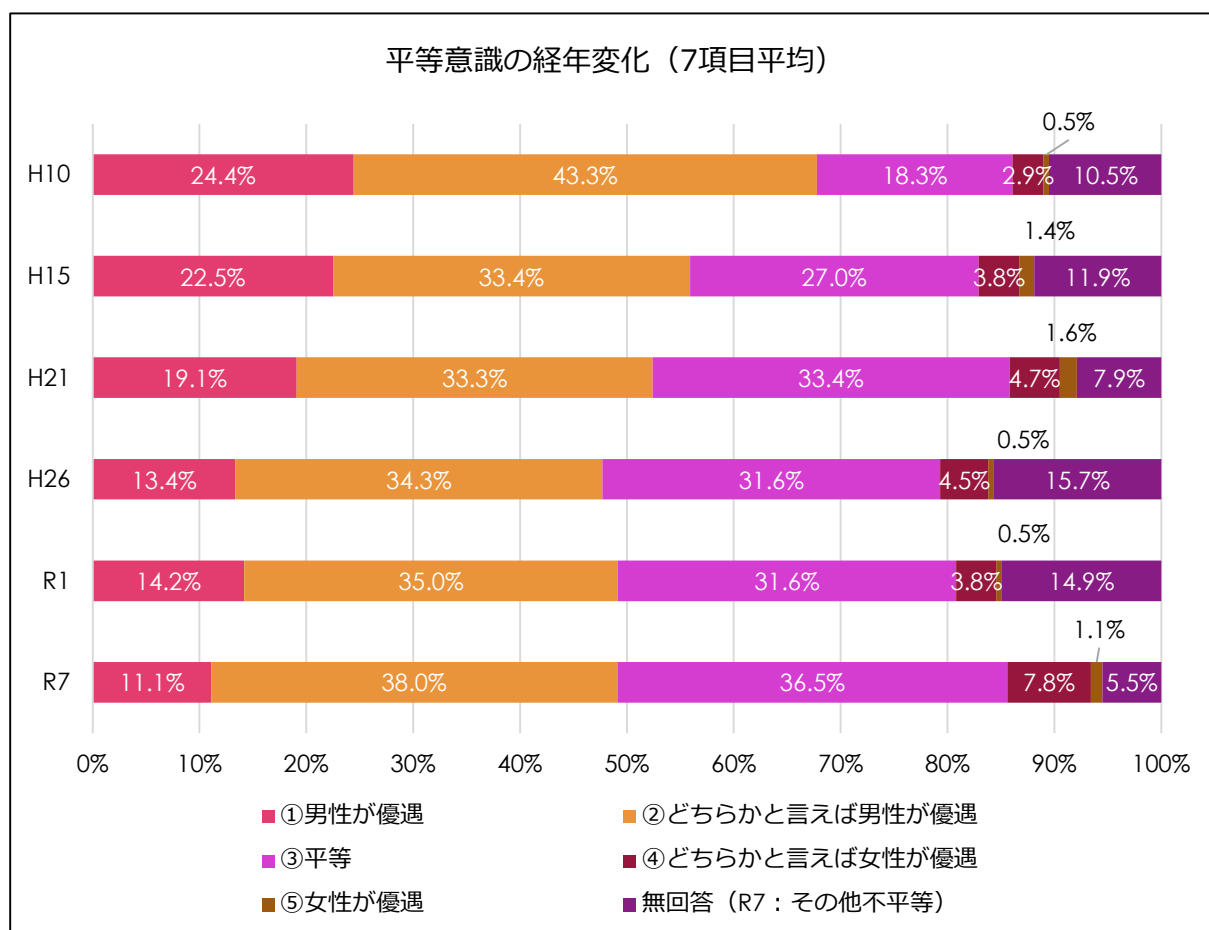
4 調査項目

- （1）男女平等に関する意識について
- （2）家庭生活、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について
- （3）交際相手や配偶者からの暴力（DV）について
- （4）職場等におけるハラスメントについて
- （5）LGBTQ+などの性的マイノリティについて
- （6）共同参画社会の形成に向けて
- （7）防災対策・災害復興対策について
- （8）アンケート全体について（自由記述）

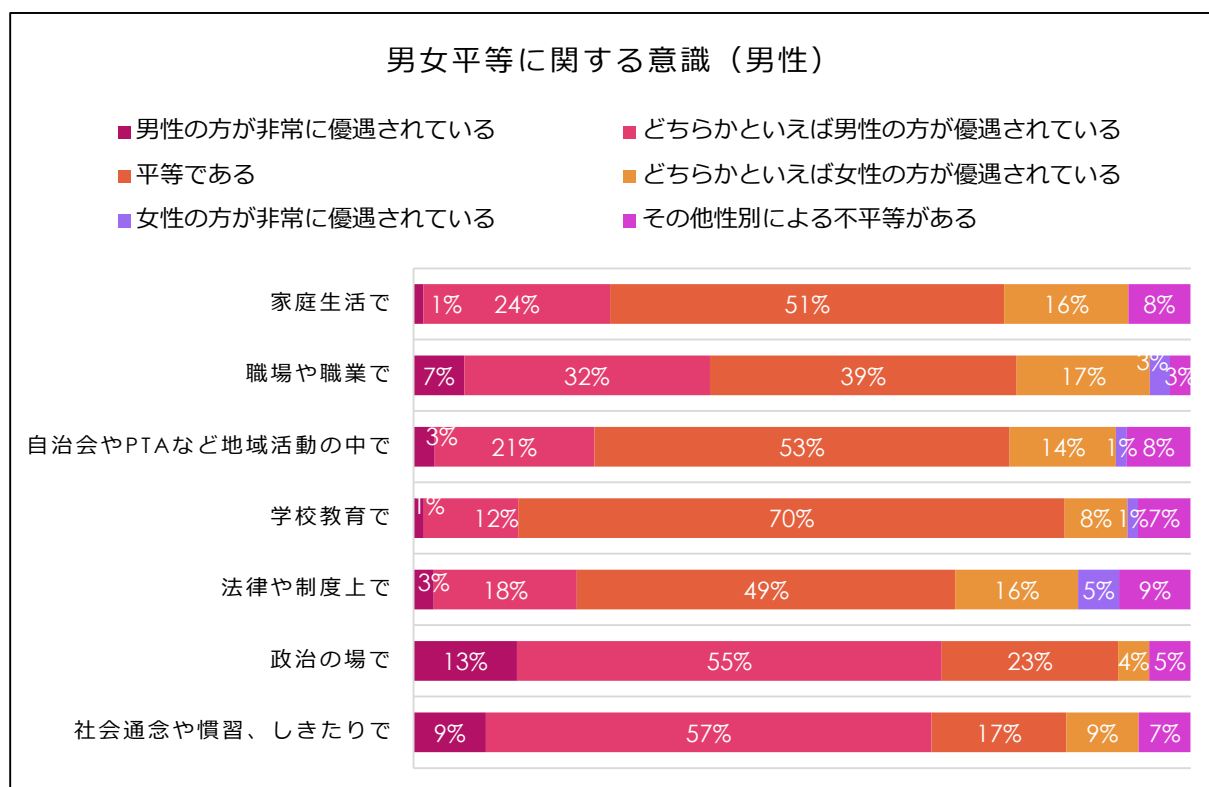
5 調査結果

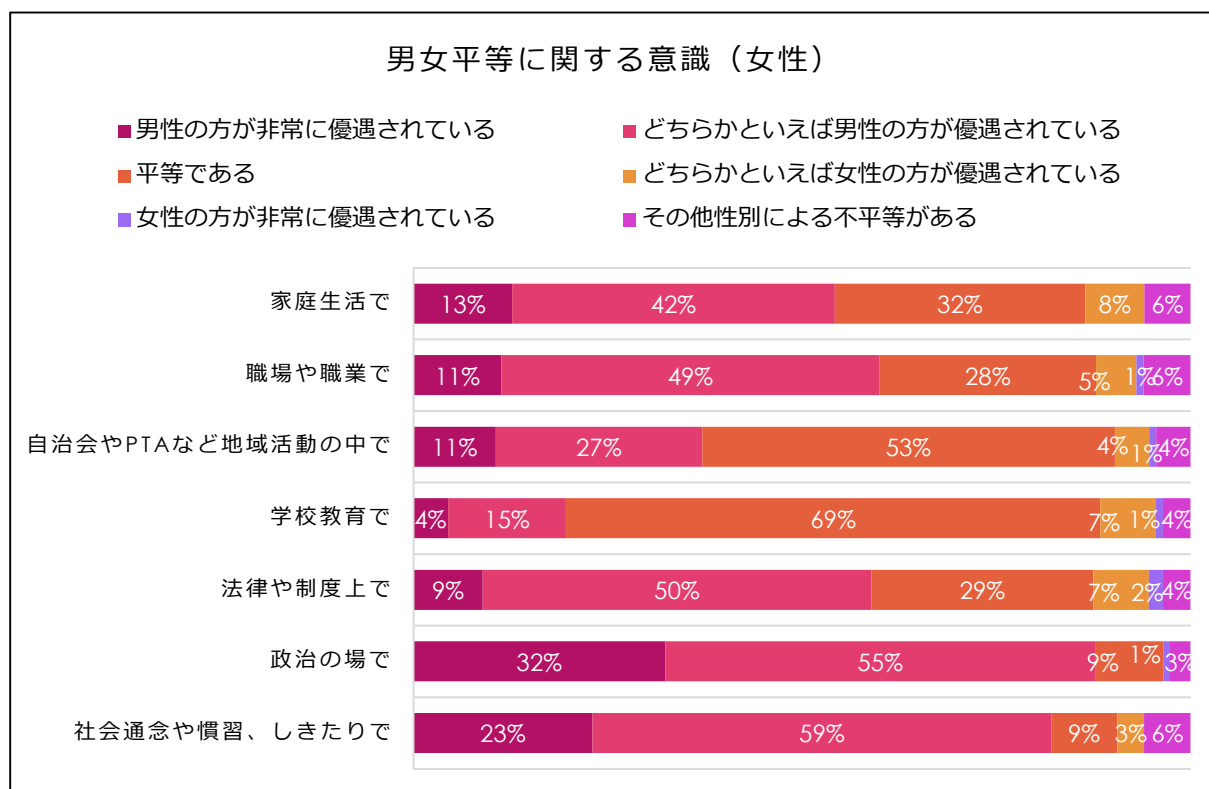
- （1）男女平等に関する意識について

（家庭生活、職場や職業、自治会やPTAなど地域活動の中、学校教育、法律や制度の上、政治の場、社会通念や慣習しきたりの7項目について）



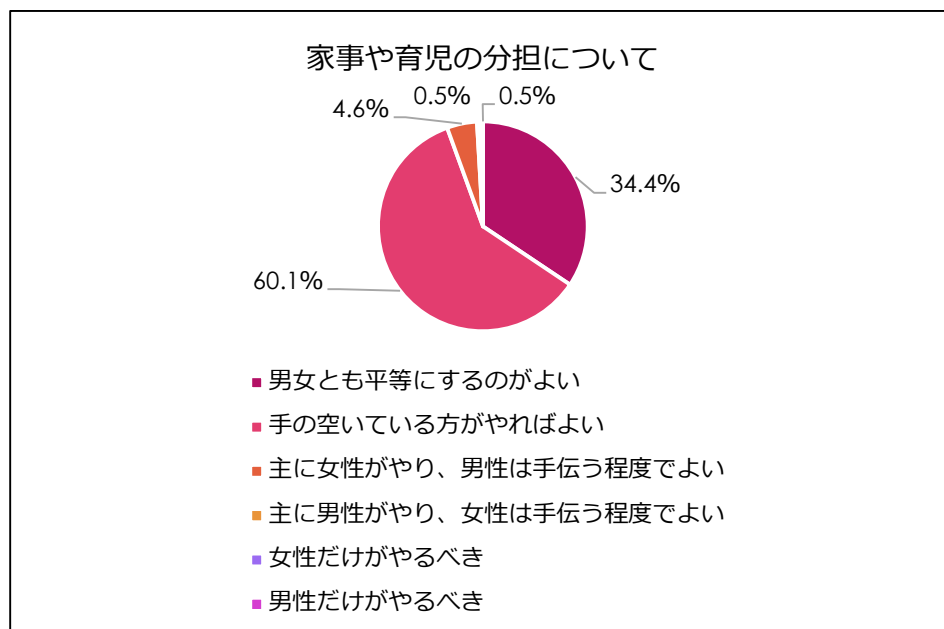
「男女の地位は平等」と回答した割合は、前回調査（令和元年度実施）から7項目の平均で約5ポイント増加しているものの、未だ36.5%と低い結果となっています。



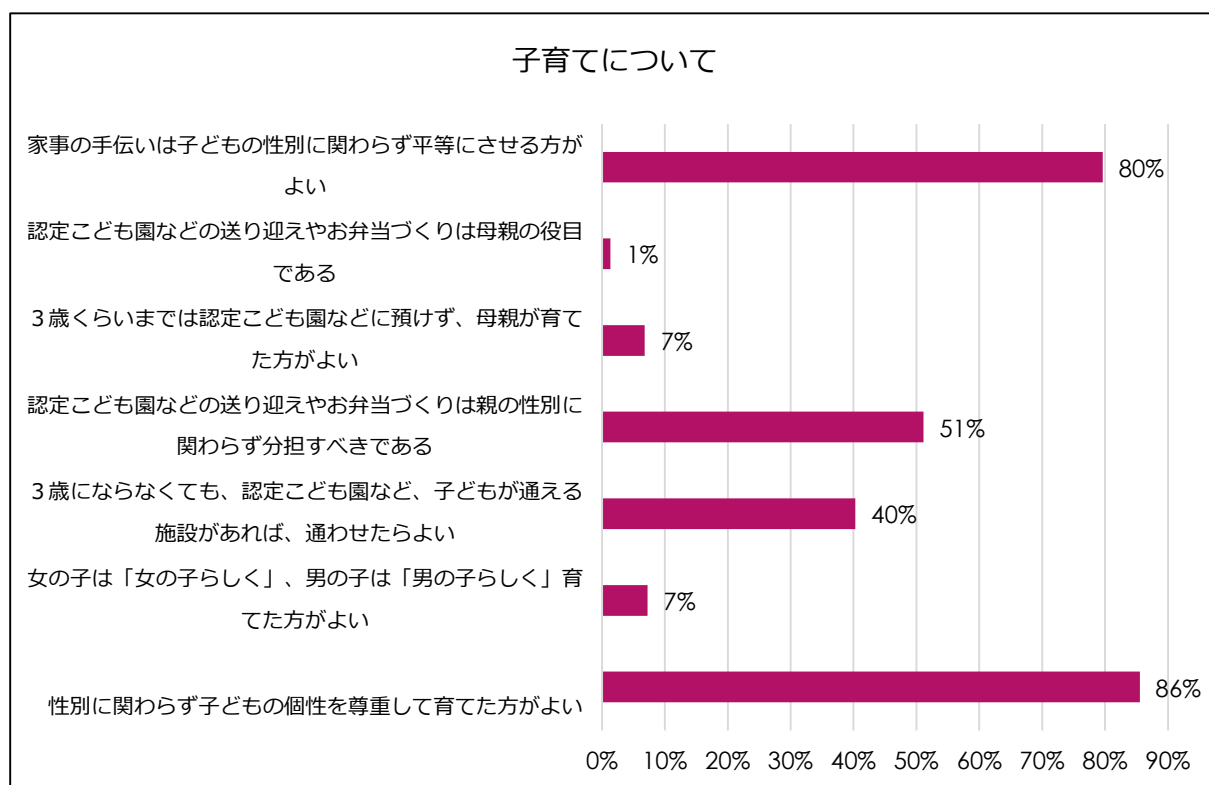


「家庭生活」では、女性は男性よりも「男性が優遇」と感じる割合が55%（男性25%）と高い傾向が見られます。

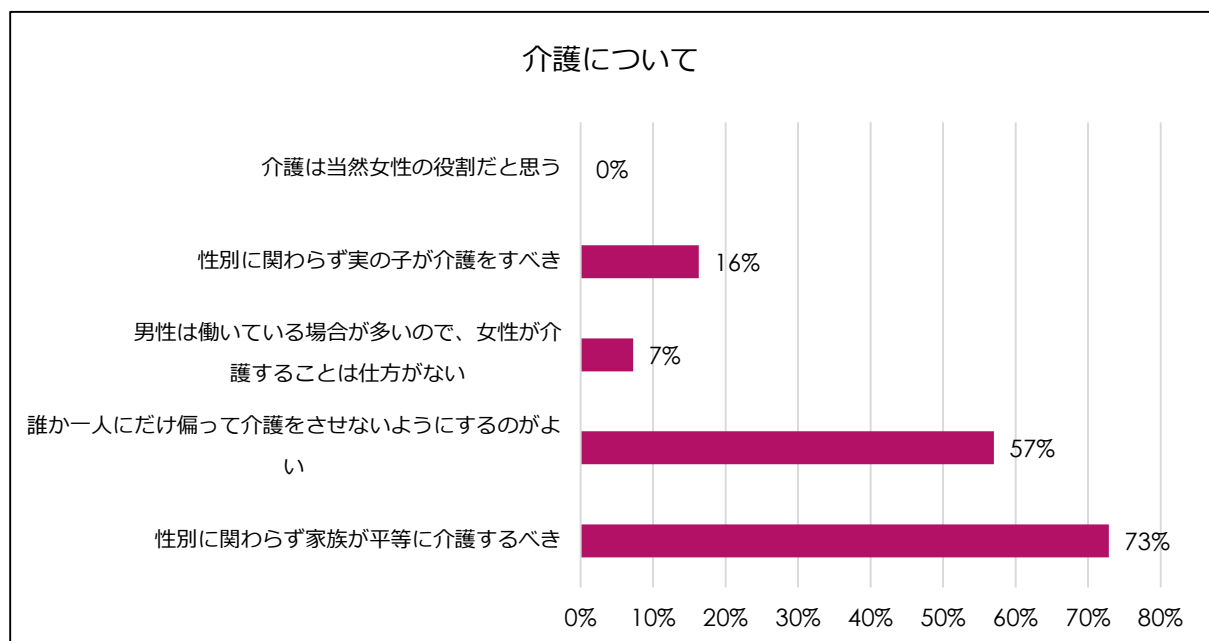
（2）家庭生活、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について



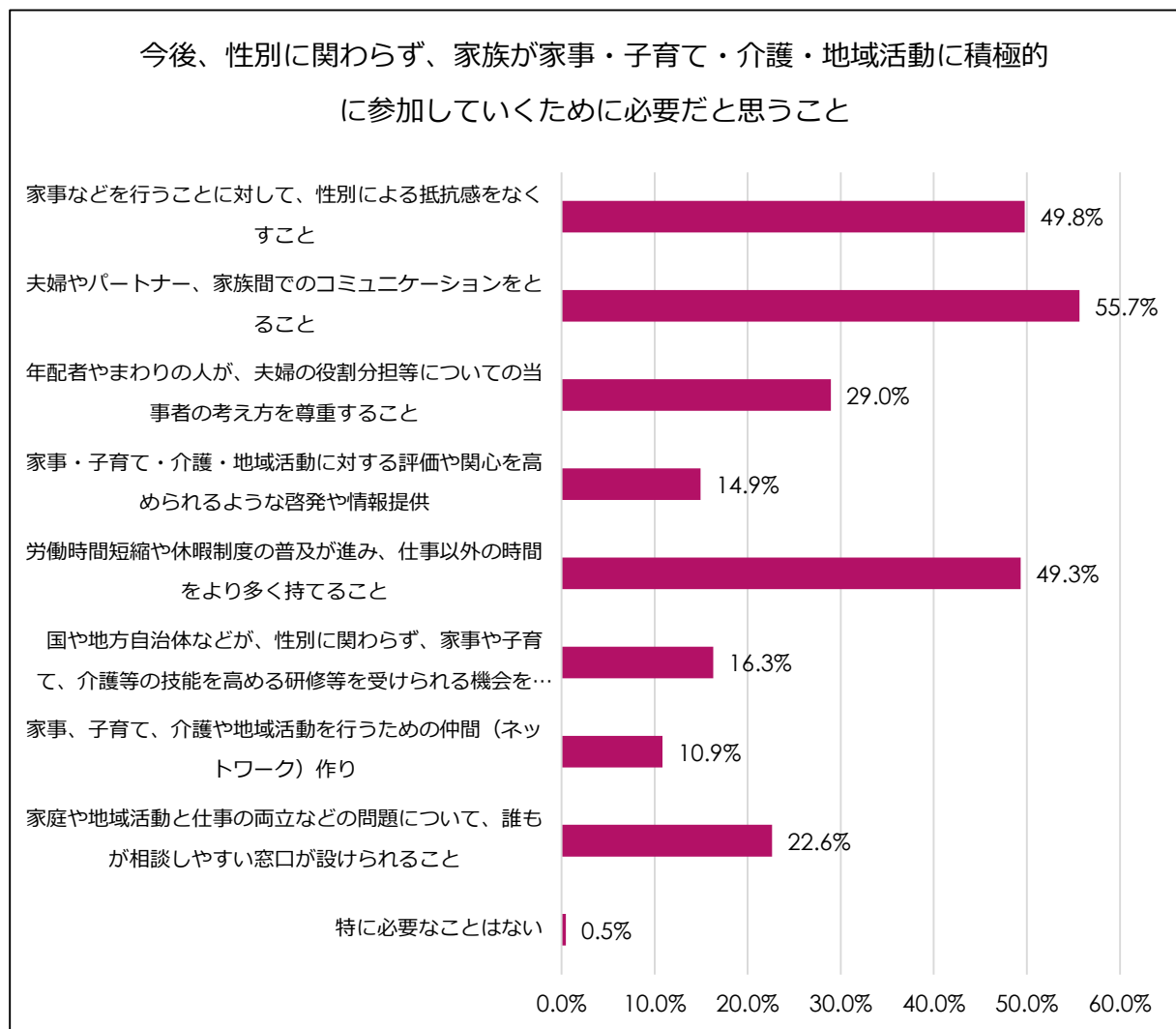
「手の空いている方がやればよい」が60.1%と最も多く、次いで「男女とも平等にするのがよい」34.4%（前回調査27.0%）となっており、固定的な性別役割（「女性だけ」「男性だけ」）は0.5%と極めて少ない結果となっています。



「性別に関わらず子どもの個性を尊重して育てた方がよい」が86%、「家事の手伝いは子どもの性別に関わらず平等にさせる方がよい」が80%と多く、「女の子は『女の子らしく』、男の子は『男の子らしく』育てた方がよい」が7%と少数となっており、子育てや家事の役割分担ともに性別による区別をしない子どもへの関わりを重視する人が多数派となっています。

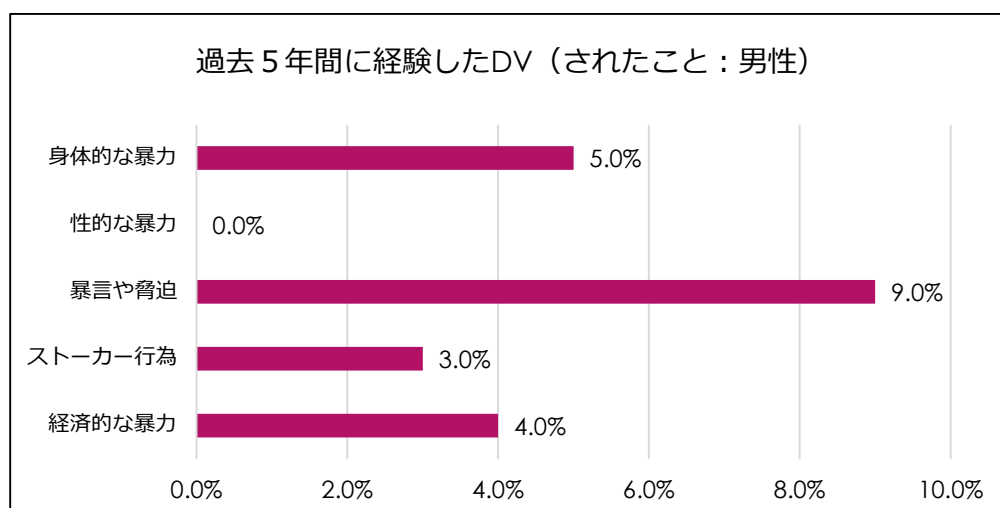


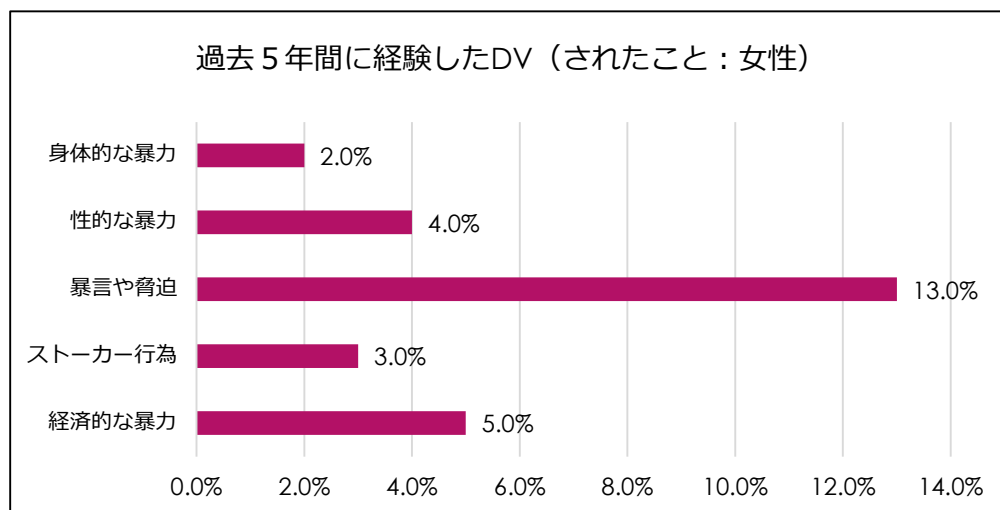
「性別に関わらず家族が平等に介護するべき」が73%（前回調査 36.3%）、「誰か一人にだけ偏って介護させないようにするのがよい」が57%で多数となっているなど、性別にとらわれず、平等な分担と負担の偏りを回避する傾向が見られます。



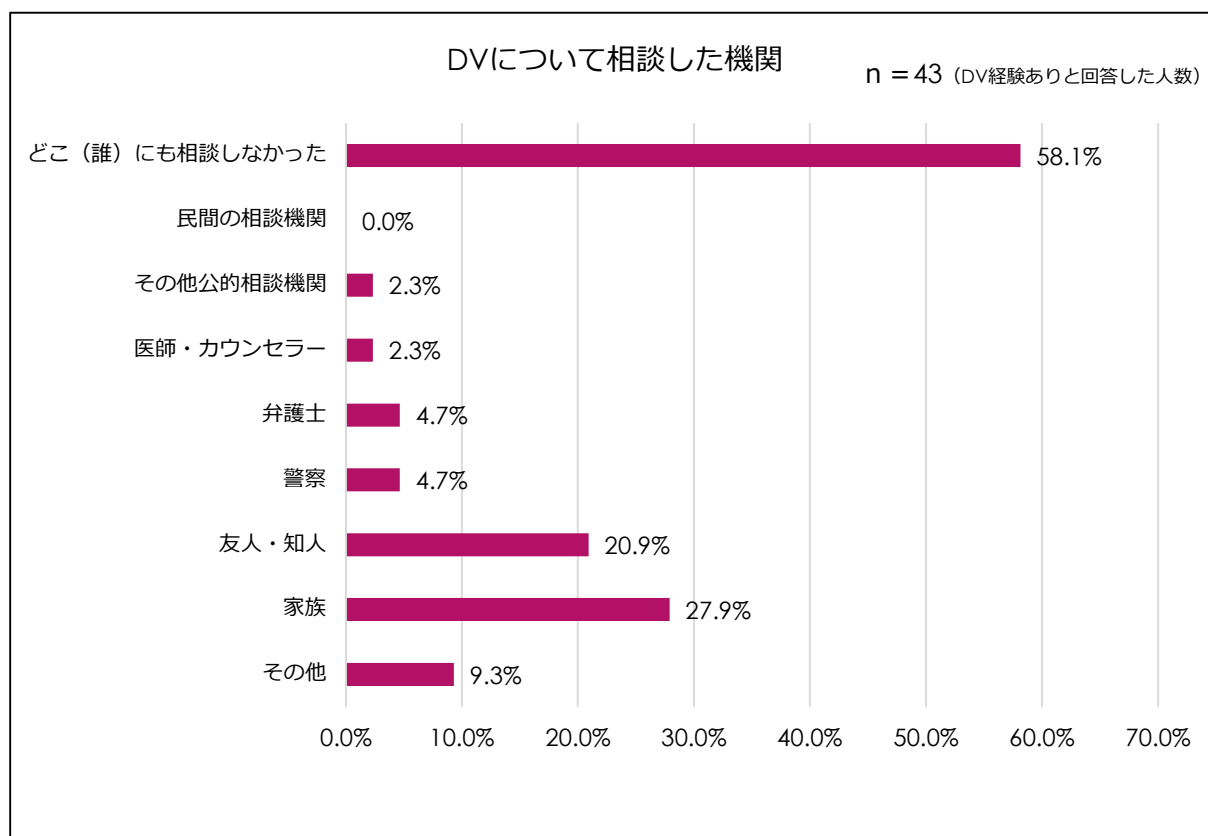
「夫婦やパートナー、家族間でのコミュニケーションをとること」が 55.7%と最も多く、次いで「家事などを行うことに対して、性別による抵抗感をなくすこと」が 49.8%、「労働時間短縮や休暇制度の普及が進み、仕事以外の時間をより多く持てること」が 49.3%の順に多い結果となっています。

（3）交際相手や配偶者からの暴力（DV）について

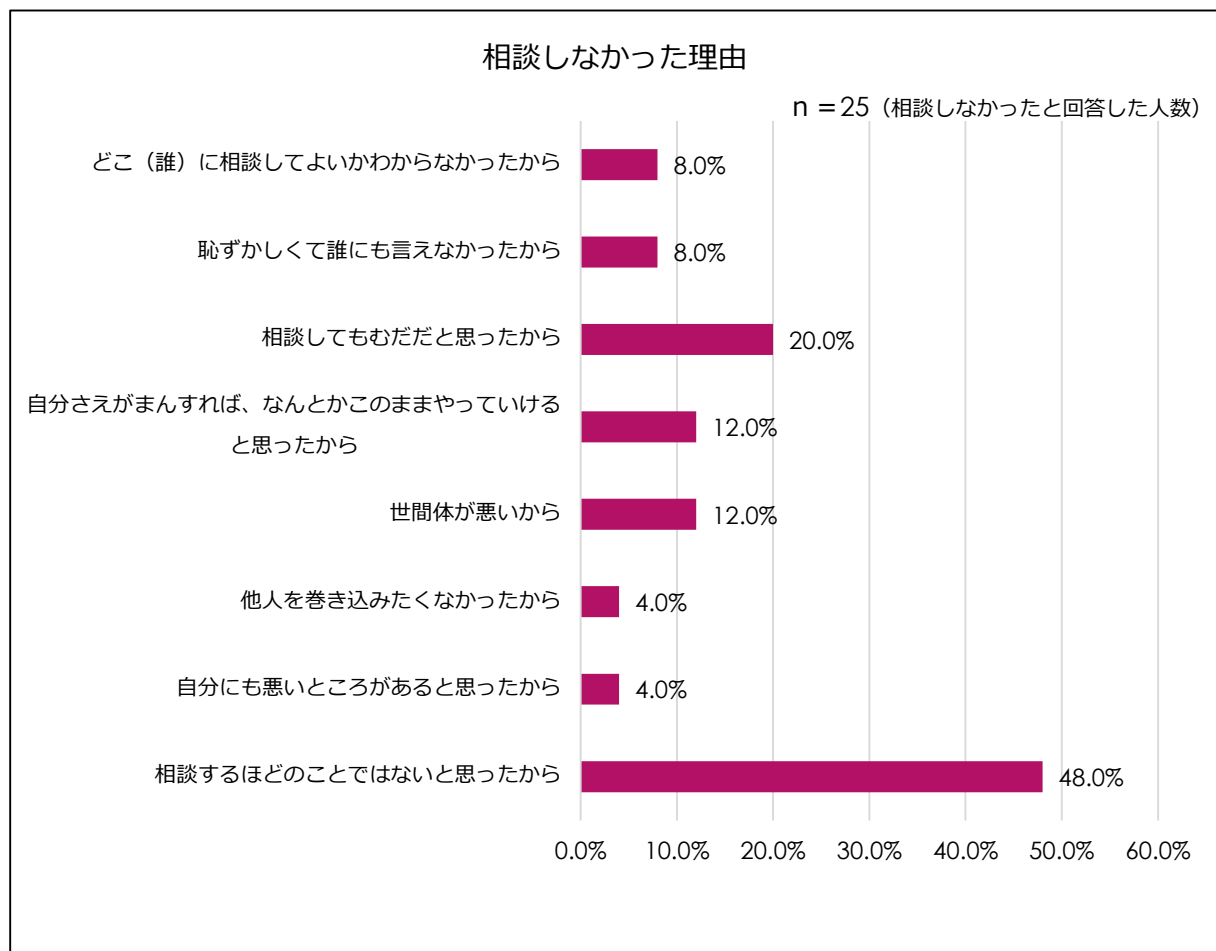




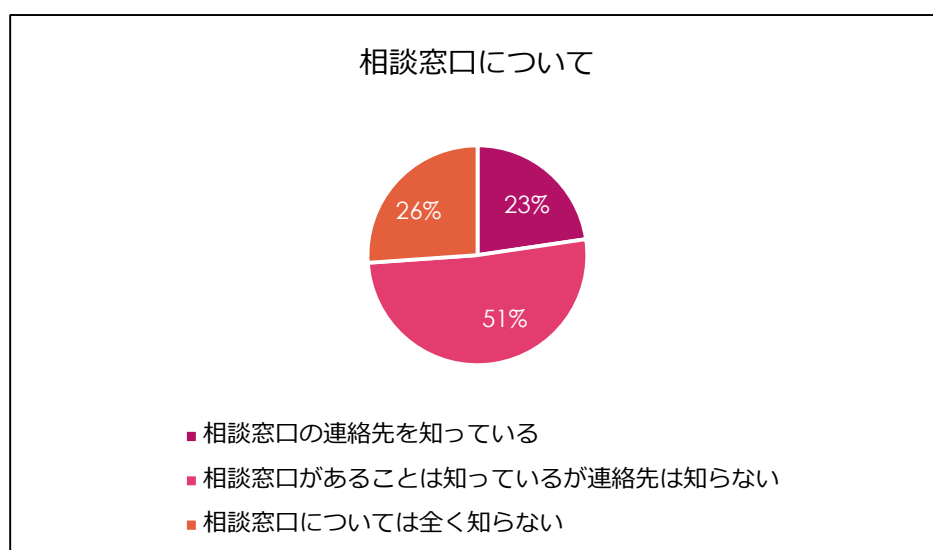
「暴言・脅迫」といった言葉の暴力が女性 13%、男性 9%と男女とも最も多くなっています。「身体的な暴力」は男性 5%に対し女性 2%と、男性側の被害報告が高い一方、「性的な暴力」は女性で 4%、男性 0%と女性に集中しています。



相談をした相手として、家族や友人などの身近なところへの相談が多くなっている一方、「どこ（誰）にも相談しなかった」が 58.1%と最多となっています。

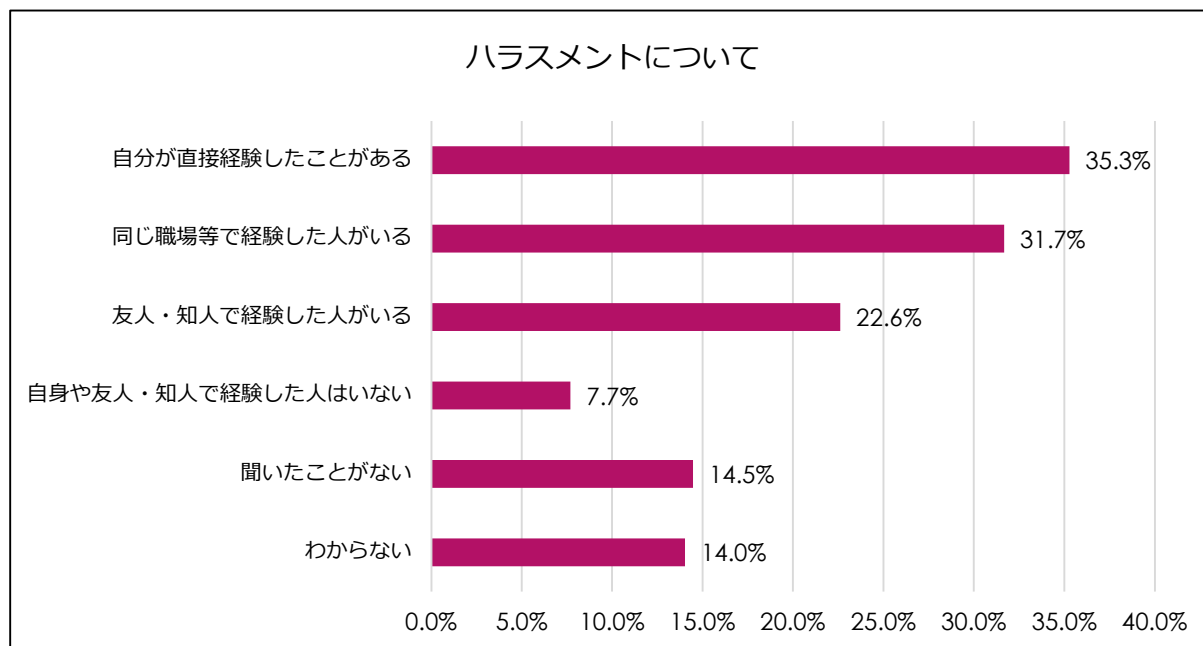


「相談するほどのことではないと思ったから」48.0%と最も多く、次いで「相談してもむだだと思ったから」が20.0%、「世間体が悪いから」「我慢すればなんとかこのままやっていけると思ったから」が同率で12.0%となっており、相談機関の利用に繋がりにくい結果となっています。

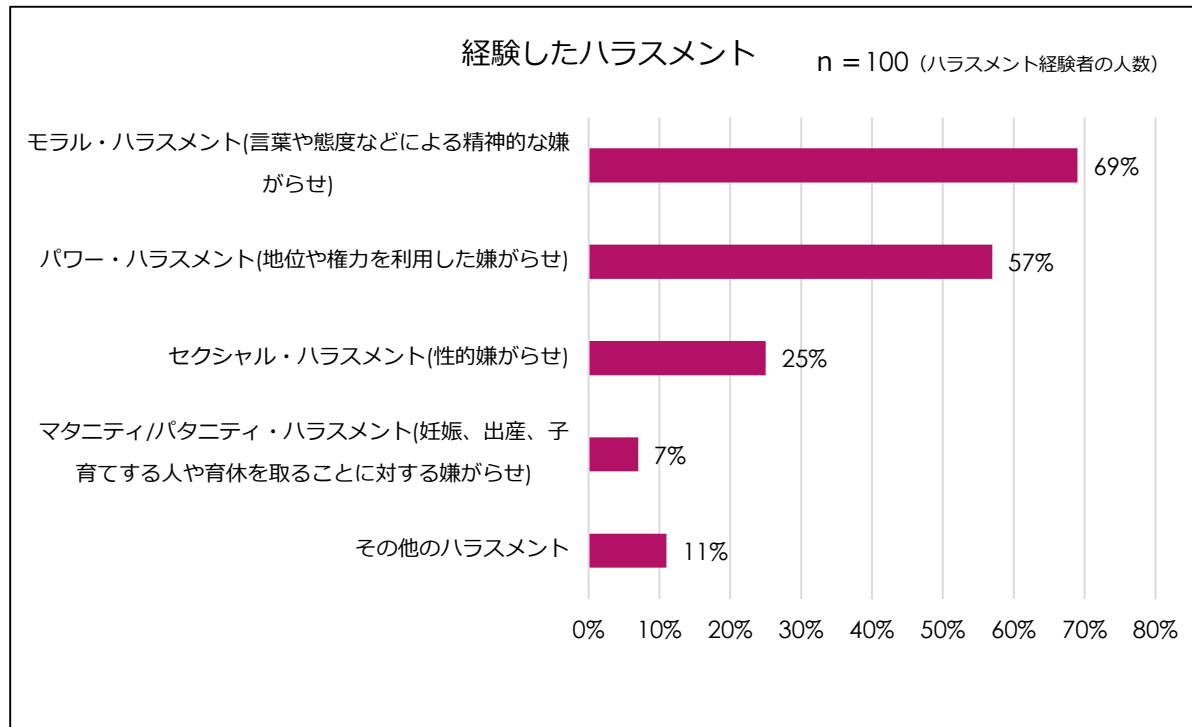


「連絡先まで知っている」が23%で、7割程度が相談をするためにどこに連絡をしたらよいかまで把握していない状況となっています。

(4) 職場等におけるハラスメントについて

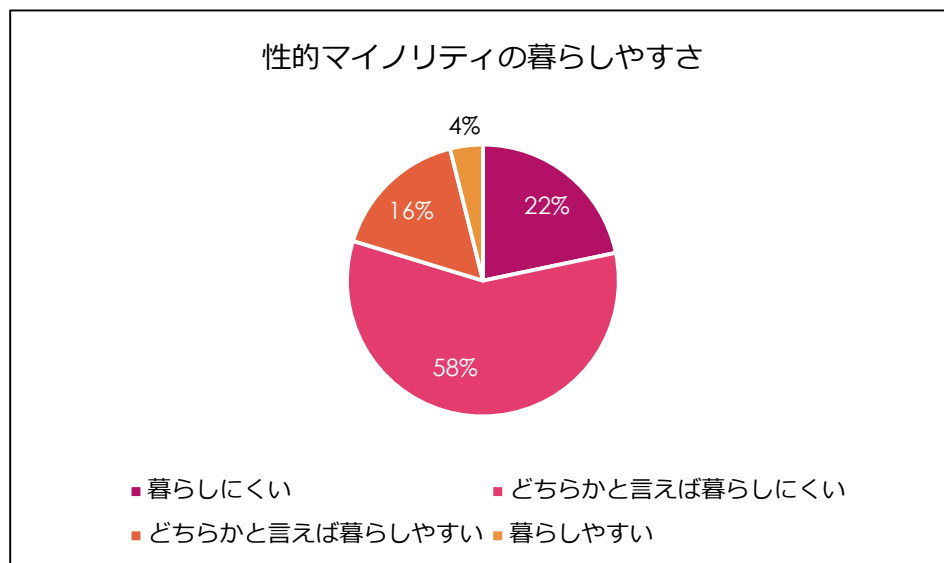


「自ら直接経験したことがある」が35.3%、「同じ職場等で経験した人がある」が31.7%、「友人・知人で経験した人がある」が22.6%と、直接・間接を合わせると職場など身近なところでハラスメントの認知が多い結果となっており、全体としてハラスメントは身近な問題となっています。

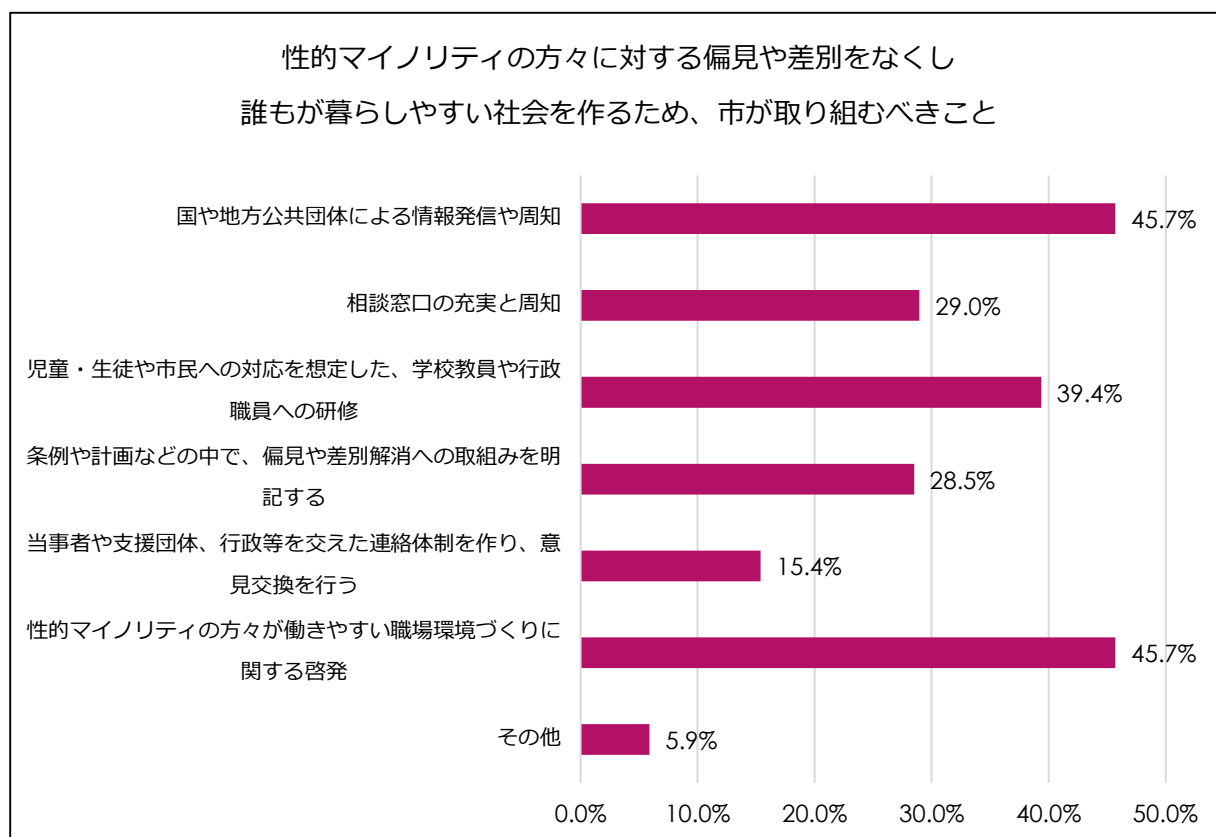


経験したハラスメントとしては、精神的嫌がらせであるモラル・ハラスメントが69%、パワー・ハラスメントが57%、次いでセクシャル・ハラスメントが25%となっています。マタニティ/パタニティ・ハラスメントは7%と小さい割合ではありますが、対象となる層が限定的なため、離職やキャリアの停滞など実質的な影響は大きい可能性があります。

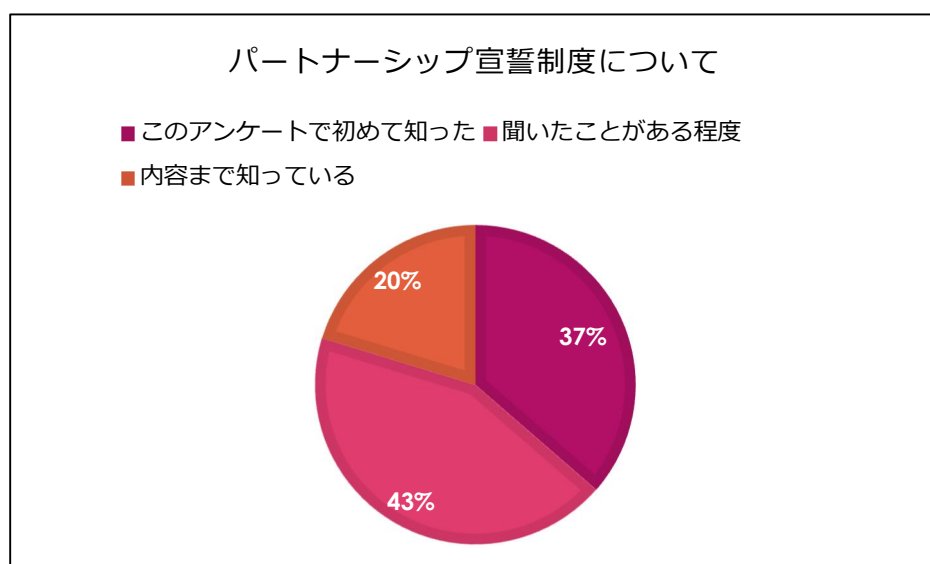
(5) L G B T Q+などの性的マイノリティについて



回答者は当事者かどうかに関わらず、社会全体として性的マイノリティの方が暮らしやすいかどうかについて回答していただいています。「暮らしにくい/どちらかと言えば暮らしにくい」が 80%、「暮らしやすい/どちらかといえば暮らしやすい」は 20%にとどまっています。

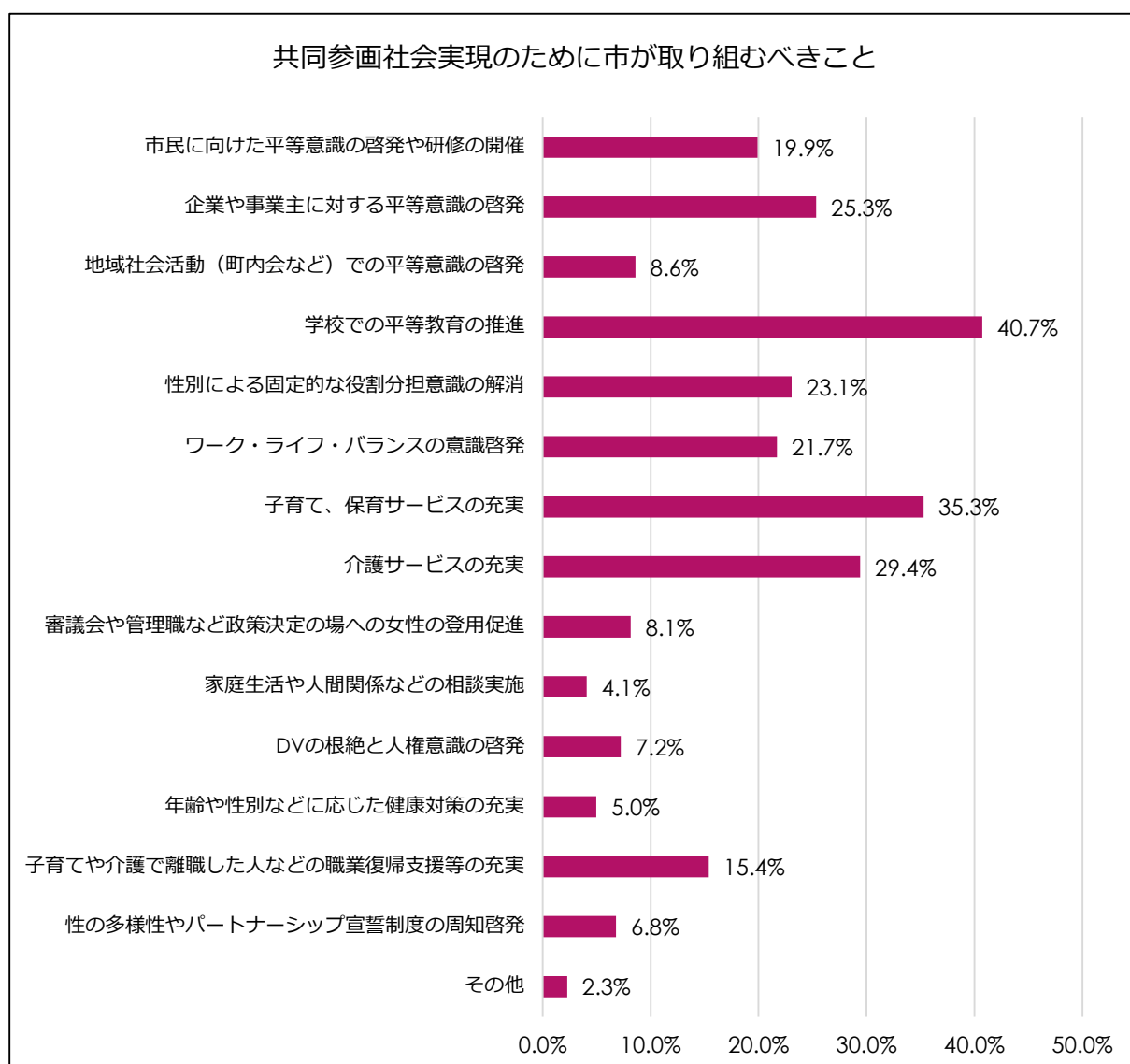


求められる市の取組のうち、上位のものは「働きやすい職場環境づくりに関する啓発」と「国や地方公共団体による情報発信や周知」がともに 45.7%、次いで「学校教員や行政職員への研修」が 39.4%、「相談窓口の充実と周知」が 29.0%となっているなど、周知啓発の強化に対する要望が多い結果となっています。



令和7年4月から始まったパートナーシップ宣誓制度ですが、その認知については、「初めて知った」が37%、「聞いたことがある」が43%となっており、認知度は低い状況です。

(6) 共同参画社会の形成に向けて



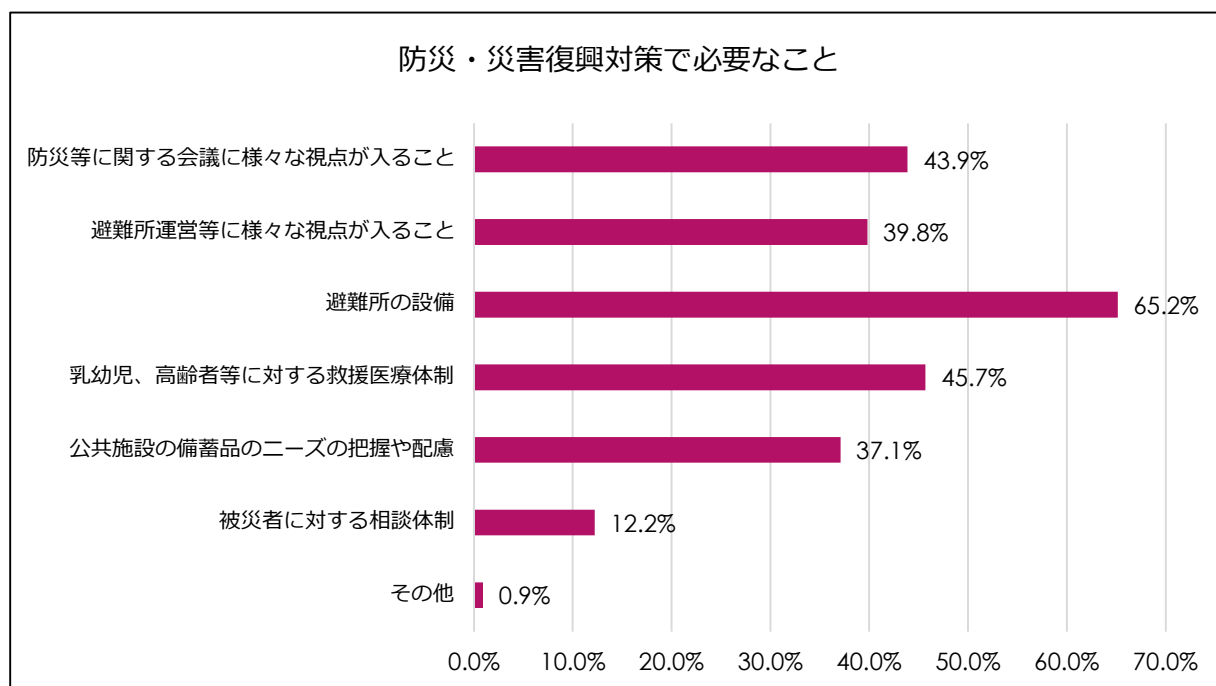
資料2 令和7年度第3回男女共同参画推進委員会資料

「学校での平等教育の推進」が40.7%、「子育て・保育サービスの充実」が35.3%と子育てや教育に関心が高い結果となっています。次いで「介護サービスの充実」も29.4%となっており、ライフステージに応じた支援（子育て・介護）が求められています。

また「企業や事業主への平等意識の啓発」が25.3%、「性別による固定的な役割分担意識の解消」が23.1%、「ワーク・ライフ・バランスの意識啓発」が21.7%など、働く場と家庭の双方での意識啓発が求められています。

一方、「性の多様性やパートナーシップ宣誓制度の周知啓発」は6.8%で相対的に低めですが、前問のLGBTQ+調査における「暮らしにくさ」の結果を勘案し継続的な周知の取組が必要です。

（7）防災対策・災害復興対策について



「避難所の設備（男女別や共用のトイレ、更衣室、洗濯干し場など）」が65.2%で最も多く、次いで「救援医療体制（乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦へのサポート体制）」が45.7%となっています。

また、「避難所運営や被災者対応において、避難所運営責任者の性別が偏らず、様々な視点が入るようにすること」が39.8%、「防災や災害復興に関する会議に性別に関わらず様々な人（男性・女性・性的マイノリティなど）が参画し、施策にその人たちの視点が入ること」が43.9%となっており、避難所に関する意思決定が多様性に配慮されたものになることが求められています。

第 5 次 石 狩 市 共 同 参 画 計 画

令和 年 月

石 狩 市 環 境 市 民 部 広 聴 ・ 市 民 生 活 課

〒061-3292 石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2

TEL : 0133-72-3191 FAX : 0133-72-3199

E-mail : seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp